株主各位

札幌市中央区北二条西九丁目1番地 株式会社ジーンテクノサイエンス 代表取締役社長 河 南 雅 成

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご 出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成27年6月25日(木曜日) 午前10時
- 2. 場 所 札幌市中央区北二条西七丁目

道民活動センタービル(かでる2・7) 7階 710会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項 第15期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告 及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役1名選任の件

第2号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(URL http://www.g-gts.com)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府及び日銀における異次元の経済対策を背景に円安・株高傾向が進み、輸出を伴う大手企業を中心に業績は回復基調にありますが、国内需要頼みが多い中小企業は、消費税増税や輸入に頼る原材料の価格上昇などの影響から業績回復はいささか足踏み状態にあります。個人消費においても、一部の消費者は株高や大手企業を中心としたベースアップの恩恵を受け、消費税増税時の落込みからは脱却しつつありますが、企業業績回復の影響が広く行き渡るまでには、もう一段の景気上昇が必要な状況にあります。世界経済においては、米国経済は回復し上向き傾向にありますが、金融引締めのタイミングが難しい状況が続いております。欧州経済もギリシャの債務問題などの課題を抱えた状態であり、さらに、中東の政情不安が影を落としております。新興国では中国の成長が安定期に移行しつつあり、世界を牽引する国が見えにくい複雑で不透明な環境になっております。

当社の事業に関わる医療・医薬品分野では、高齢化により、国民1人当たりの 医療費は5年連続で過去最高を更新しております。さらに、消費税増税や新年度 からの社会保障費の増加から、景気に対しじわじわと影響が出ております。今後 も医療費負担が財政に対してますます大きくなることから、後発医薬品の使用促 進に拍車がかかり、社会保障費を少しでも抑制しようとする流れが強まってきて おります。このような流れを受け、医薬品業界では新たなビジネスモデルの模索 が始まろうとしております。また、超党派の国会議員による「バイオシミラー使 用促進議員連盟(BS促進議連)」が平成27年3月に発足されたことは、バイオ後 続品に対する認知度の高まりの表れであり、バイオ後続品の普及促進や国内企業 の研究開発力向上に向けた環境整備に拍車がかかることが期待されます。

このような状況の下、当社のバイオ後続品事業は、富士製薬工業㈱と持田製薬 ㈱による好中球減少症治療薬「G-CSF」の販売が順調であり、来期に向けて大きく 販売増につながることを期待しております。当事業年度におけるバイオ後続品事 業の売上高は、計画していた2ロットのG-CSF原薬の納品により売上予想を達成し、321,658千円(前年同期比6.7%増)となりました。

また、先行するG-CSFが順調に推移することで経営が安定することから、一段の成長に向けて、既に着手している

イ G-CSFの価値最大化に向けた、次世代型G-CSF「PEG-G-CSF」の開発

- ロ 伊藤忠ケミカルフロンティア㈱との共同開発案件
- ハ ㈱三和化学研究所とのダルベポエチンアルファの国内共同開発

について、着実に開発ステージを前進させることが重要であると考えております。 さらに、バイオ後続品の案件を拡充することが、テーマ毎のリスク低減とより 一層の成長のために重要と考えております。

一方、バイオ新薬事業では、各種補助金を活用し、次世代型抗体医薬品の研究活動を中心に取組みを進めております。また、㈱ジーンデザインとの核酸共同事業により、核酸の医薬品への機会を探っていきたいと考えております。さらに、国立がん研究センターと共同特許出願したエクソソームなどの新規技術の取得にも力を入れてまいります。

また、上記のようにバイオ後続品G-CSFの販売は順調ではありますが、バイオ医薬品の開発には時間を要します。そこで、経営の柱を早期に構築するために、ヘルスケア全般を広く調査し、新たな試みも進めております。その第1弾として、人工骨のベンチャー企業であるORTHOREBIRTH(株)と平成26年11月10日付で資本業務提携契約を締結し、同社に49,995千円の出資を行いました。米国市場では510Kというカテゴリーで医療機器の承認を得たことから、今後、販売強化を図り、収益につなげていく考えでおります。本事業は、短期的には人工骨の販売でありますが、当社はこの材料を再生医療分野へ展開する入口とも位置付けております。

これらの結果、売上高は321,658千円(前年同期比6.7%増)、営業損失は824,140 千円(前年同期は512,429千円の営業損失)、経常損失は790,234千円(前年同期は516,780千円の経常損失)、当期純損失は792,179千円(前年同期は519,301千円の当期純損失)となりました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

	<u> </u>	分	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期 (当事業年度)
売	上	高(千円)	207, 124	60, 534	301, 348	321, 658
経常	損失(△)(千円)	△317, 602	△373, 657	△516, 780	△790, 234
当期;	純損失((△) (千円)	△320, 992	△377, 047	△519, 301	△792, 179
1株当7	たり当期純損	(失(△) (円)	△26, 810. 15	△238. 20	△240. 15	△331.86
総	資	産(千円)	508, 070	922, 429	1, 886, 777	1, 146, 755
純	資	産(千円)	341, 355	888, 008	1, 052, 839	270, 659
1株当	当たり純資	資産額(円)	26, 392. 14	426. 70	441. 61	104. 14

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式 総数により箟出しております。
 - 2. 当社は、平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期 純損失を算定しております。

(3) 対処すべき課題

① バイオ新薬の開発

バイオ新薬事業では、ライセンスアウト先が望むデータを揃え、ネットワークやビジネスチャンスを最大限に活用して、早期にライセンスアウトを実現させることが重要であると考えております。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

イ 抗 α 9 インテグリン抗体 (開発番号: GND-001、対象疾患領域:免疫疾患、 がん) への取組み

本開発品については、既に科研製薬㈱へライセンスアウトしておりますが、 当社は引き続き同社との共同研究において、商業化に向けた大量生産の製法 開発や最適な対象疾患の絞込みの研究を進めております。

また、同社には国内外の開発権を許諾しておりますので、グローバル展開を加速するための提携についても、当社は同社をサポートし、早期にグローバル展開できる提携先も確保したいと考えております。

ロ 低分子へパリン・トリエタノールアミン (開発番号: GND-006、対象疾患領域:循環系疾患) への取組み

へパリン製剤は、抗凝固作用を有することから、抗血栓薬として用いられており、巨大マーケットを形成しております。当社は、従来のヘパリン製剤に改良を加え、動物実験において局所(経皮)投与による抗血栓効果を確認いたしました。また、この研究は共同研究先の大学にて論文とし、専門誌に掲載いたしました。

ライセンスアウトにおいては、既存のヘパリン製剤とは異なる投与経路による差別化を強調した提案資料をもとに、日米欧の製薬企業へのライセンス活動を開始してまいります。

ハ バイオ新薬候補品の充実

バイオ新薬は、研究活動によって新薬の種を見つけ、次に、細胞レベル・小動物レベルでのPOCを確認した上で知財化し、ここで初めて公開することができます。よって、抗体医薬品候補など現在着手している研究テーマをできるだけ効率的に知財化していくことが目標となります。さらに、バイオ新薬については、設立以来のテーマに留まらず、将来的な疾患領域やアンメットな疾患領域を見極め、外部機関との連携も活かしながら研究開発を行っていく所存であります。

② バイオ後続品のパイプライン拡充

バイオ後続品の対象となるバイオ医薬品は、ヒト型抗ヒトTNF α モノクローナル抗体「ヒュミラ」のように、関節リウマチ、尋常性乾癬などの治療薬として売上高が 1 兆円を超えるものを筆頭にブロックバスターが目白押しです。これらが特許期間の満了を順次迎えることから、大きな市場が見込まれております。当社は、G-CSFの開発において培った経験とノウハウを発展的に応用することで、新たなバイオ後続品の開発を効率的かつ優位に進めることが可能であると考えております。新規バイオ後続品の拡充に取り組むことは、当社が継続的に企業価値を高めていくために重要であり、今後、世界的な競争も想定されることから、開発リスク低減のために早期に提携関係を構築し、開発品目の選定にも留意し、経営資源を集中して効率的な開発を心掛けてまいります。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

イ G-CSF (開発番号: GBS-001、対象疾患領域: がん) への取組み

当社が開発してまいりましたG-CSFのバイオ後続品は、平成25年5月に日本国内において上市されました。さらに、当該医薬品の経済価値を最大化するために、早期に欧米やアジア市場での開発に着手すべくレギュレーションの調査を行い、販売面では海外製薬企業への導出活動を開始いたします。

ロ PEG-G-CSF (開発番号:GBS-010、対象疾患領域:がん)への取組み

当該医薬品は、G-CSFにPEG(ポリエチレングリコール)を修飾することで、 投与回数を減らし効果の持続性を増すなど、高付加価値を付与した次世代型 G-CSFであります。また、市場規模が約5,000億円となっていることも大きな 魅力となっております。

当該医薬品の原料が既に日本で上市しているG-CSFであることから、これを有する点で当社は他社に比してアドバンテージがあります。また、当社はPEG-G-CSFの原薬製造プロセスを既に確立し、先発品との同等性・同質性に関する良好なデータを得ておりますので、これを訴求データとして国内外の製薬企業との早期の提携を実現し、企業価値向上のためのバリューチェーンの構築に注力してまいります。

ハ ダルベポエチンアルファ (開発番号: GBS-011、対象疾患領域: 腎疾患) へ の取組み

当該医薬品は、腎性貧血治療薬であるエポエチンアルファの効果の持続性を高めた製品であり、国内では約600億円の市場を形成しております。現在、当社は国内製薬企業と共同開発を進めており、早期の臨床試験入りを目標に取り組んでまいります。

ニ 製品の競争優位性の確保

バイオ後続品は、原薬の品質とコストが重要となりますが、一方で製品の使い勝手(ユーザビリティー)が市場優位性を左右するとも考えております。そこで、当社では、原薬製造の供給体制及びコストに関わる製造委託先との製法開発に注力するとともに、製剤においても医療現場や患者の使い勝手に優れた製品を目指し、デバイス企業との協議にも積極的に取り組んでまいります。

ホ バイオ後続品の選定

バイオ後続品の開発は、売上上位のブロックバスターが注目され、当然ながら競合先も多くなります。そこで、疾患領域や提携製薬企業の特性などを考慮した上で、差別化できるバイオ後続品について優位に開発していく所存であります。

③ 提携による事業推進とバリューチェーンの構築

当社は、成長著しいバイオ医薬品の開発に注力し、がん領域や自己免疫疾患など治療薬がない疾患を対象とするバイオ新薬の開発に取り組んでおります。ただし、当社の経営資源には限りがあることから、経営資源を効率的に活かすためにアライアンスによって補完し得る企業と事業推進を図る必要があります。一方、バイオ後続品の開発においては、アジアや欧米の製造委託先についても、密接な人的交流をもとにネットワークの形成とその充実を図っております。また、グローバル製薬企業がバイオ後続品にも取り組み始めておりますので、品質・コスト・製剤などで差別化できる提案を行い、グローバル製薬企業とのアライアンスを目指す必要があります。

以上のように、当社はバイオ新薬及びバイオ後続品の両面において積極的に 製造などに関わるネットワークを構築し、国内外の製薬企業とのアライアンス により人的・資金的資源の効率的な組合せが可能となるバリューチェーンの構 築を図ってまいります。

④ ネットワークの強化

当社はビジネスモデルとしてファブレス型の経営を掲げております。また、自社だけでは解決できない課題に対し、社外の経営資源も含めた最適な組合せを構築し、迅速かつ積極的に解決を図ってまいります。これらのネットワークの構築には、社外との情報交換を積極的に行い、情報集約力を高め、ネットワークのシナジーを最大限に発揮させられる人財の育成が重要であると考えております。

⑤ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社が円滑に社外ネットワークを構築していくためには、当社の社会的信用を維持・向上させていくことが重要であると認識しております。当社の取引先の多くは上場企業など社会的信用のある会社や公的研究機関であり、対等な取引関係を維持していくためには、当社にも相応の社会的信用が必要になります。このような観点から、当社は小規模組織ではありますが、十分な信頼が得られるよう内部管理体制の強化を図ってまいります。また、コーポレート・ガバナンスを構築し、全てのステークホルダーのニーズに対して組織的かつ的確に対応できるよう、経営の透明性を高めてまいります。また、内部統制の強化についても、経営の効率化に留まらず、コンプライアンス体制を強化し、経営の健全化に努めてまいります。

(4) 主要な事業内容

区	分	主	な	内	容
医薬品開多	巻事業	・バイオ後続品の開 ・バイオ新薬の開発 ・医薬品開発におけ ・医薬品開発におけ	₹ ける受託サービ		

(5) 主要な事業所

名	1		1	陈	所 在 地
本				社	札幌市中央区北二条西九丁目1番地
東	京	事	務	所	東京都中央区
大	阪	事	務	所	大阪市北区
研		究		所	札幌市北区(北海道大学創成研究機構生物機能分子研究開発プラットフォーム推進センター内)

(6) 従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		14	名	1名増			49. 5	歳				4.	. 5年	Ē

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

4,000,000株

(2) 発行済株式の総数

2,394,105株

(3) 株主数

2,713名

(4) 大株主

	!/ t:	主		名			当社への	出資状況
	株	土		71			株数	出資比率
							株	%
ウィ	ズ・ヘルス	ケアPE1号投資	事業有限	責任組	L合		225, 105	9. 40
柿	ì	沼	佑		_		100, 000	4. 18
株	式 会	社 S I	3 I	証	券		75, 700	3. 16
日	本 証 🦠	券 金 融	株 式	会	社		65, 000	2.72
谷			雅		史		50,000	2.09
楽	天 証	券 株	式	会	社		45, 600	1.90
伊藤	意忠ケミカ	1 ルフロンラ	・ィア棋	夫式 会	社		41, 900	1.75
長	瀬 産	業株	式	会	社		40, 000	1.67
株	式 会	社 北 淮	道	銀	行		35, 800	1.50
北洋	ベンチャー	ーファンド 2	号投資	事業組	合	·	33, 300	1.39

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した第1回新株予約権

新	株	予	約	権	σ,)	数		440個
立に 1-74	- 7.VA K	= D D #	1.4.7	₩-+-a	7.1年和	577. 7	以米仁	普通株式	44,000株
和你	て 丁^ポリ作	重の目的	になる	(木工)()	ノ性我	良及し	グ	(新株予約権1個につき	100株)
新	株 于	· 約	権の	払	込	金	額	無償	
☆r.₩	マ.幼-佐/	5 仁仕17	吹し テロ	口次 シム	フロナ	立の	/TT #/ET	新株予約権1個当たり	100,000円
利休	丁/ 於小性 (の行使に	除して	口買され	しつ別り	座())′	領	(1株当たり	1,000円)
権	利	行	ŕ	使	期		間	平成20年11月16 平成28年11月15	
新	株子	· 約	権の)行	使	条	件	(注) 1、	2
								新株予約権の数	230個
			取(社会	外取締	締 役を	除く	役。)	目的となる株式数	23,000株
加 目 <i>l</i>	笠の伊	左 体河						保有者数	1名
仅貝	登等の保有状況						新株予約権の数	210個	
			使	用人	そ	の	他	目的となる株式数	21,000株
								保有者数	1名

- (注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 当社は、新株予約権の取得事由が生じたときは、取締役会の決議により当該新株予約権を行使できるか否かを決定することができる。ただし、上記に関わらず、当該新株予約権は、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転において、当社新株予約権者に当該新株予約権に代わる新株予約権を交付することが定められなかった場合は、会社法に定める新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日正午において行使できなくなる。
 - (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。

- 2. 当社は、次の事由が生じたときは、新株予約権を取締役会決議により無償で取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併に関する契約書、当社が分割会社となる吸収分割に関する契約書若しくは新設分割に関する計画書、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転に関する計画書が株主総会で承認されたとき
 - (2) 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失したとき
 - ① 当社の取締役又は監査役
 - ② 当社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタント、その他当社と継続的な契約関係
 - (3) 新株予約権者に下記に該当する事由が発生したとき
 - ① 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社の事前の承認を得ず、当社と競合する業務に関わった場合
 - ③ 法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けた、又は公租公課の 滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出した若しくは引き受けた手形若しく は小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立 てがあった場合
 - ⑦ 解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- 3. 使用人その他が保有している新株予約権は、取締役在任中に付与されたものであります。

- (2) その他新株予約権等に関する重要な事項
 - ① 平成25年2月28日開催の取締役会決議及び平成25年4月26日開催の臨時株主 総会決議に基づき発行した第2回新株予約権

新	株	予	糸	j	権	0	0	数		80個
立に+小	子約権	D H W	5 l. 7	> 7 ±	4: 1: a	レモ来	古兀。	r 12 **/-	普通株式	847, 440株
材化	、 了「市ソ个隹」	の日的	ŋ	につか	木工しい	ノ作里矢	貝仪(が奴	(新株予約権1個につき	10,593株)
新	株 予	約	権	の	払	込	金	額	新株予約権1個当たり	188,000円
如地	予約権の	行体に	[校文]	ナ山と	欠 キレ	ı ス 日ナ	产の	年拓	新株予約権1個当たり	19, 999, 584円
利怀	17 不り作用 リン	11仗(. 际 し	СЩЈ	貝 🖰 4	この別	座の	仙領	(1株当たり	1,888円)
権	利	彳	亍	使	1	期		間	平成25年 5 月 1 平成30年 4 月 27	
新	株 予	約	権	Ø	行	使	条	件	(注)	
割	当 先							先	第三者割当の方法により、本 ウィズ・ヘルスケアPE1号投 に割り当てた。	

- (注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (2) 各新株予約権の一部行使はできない。

② 平成26年3月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第3回新株予約権

	_		-								
新	杉	未	予	糸	Í	権	0	5	数		118個
立に+4+	- 7 . v	4 145 0	N 11 4		·ヽァ +⁄	4-1-2	レモネ	古九ヶ	D.*P	普通株式	11,800株
机你	新株予約権の目的となる株式の種類及び数									(新株予約権1個につき	100株)
新	株	予	約	権	の	払	込	金	額	新株予約権1個当たり	53,400円
立におか	7. VA	4年の4	二压)	~ 176°₹ 1	~ III)	ケチュ	, 7 FJ	× 0	/m: ##5	新株予約権1個当たり	250,000円
和休	丁剂	作(ソ)1	1便に	2際し	СЩЭ	貝さね	しつ別	座の	徴	(1株当たり	2,500円)
権		利	3	行	使	i	期		間	平成26年4月1 平成31年3月2	
新	株	予	約	権	の	行	使	条	件	(注)	
										割当対象者 当社取締役、	監査役及び使用人
/ □						/T/			VП	新株予約権の数	118個
保	· 有 状 》 》			況	目的となる株式数	11,800株					
										保有者数	12名

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも8,000円(必要に応じて適宜調整されるものとする。下記(2)、(3)について同じ。)を上回った場合に、本新株予約権の行使が可能になるものとする。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも10,000円を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を行使価額で1年以内に行使しなければならないものとする。
- (3) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、いずれかの連続する5 取引日において金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度 でも1,200円を下回った場合、上記(1)、(2)の条件を満たしている場合でも、行使を行 うことはできないものとする。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (5) 新株予約権者が割当日以降1年以内に当社を退職した場合、本新株予約権の行使を行うことはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合、当該処分以降は、本新株予約権の行 使を行うことはできない。
- (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数 を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (8) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

③ 平成25年2月28日開催の取締役会決議及び平成25年4月26日開催の臨時株主 総会決議に基づき発行した第1回転換社債型新株予約権付社債

新 株 予	約権付	十 社 債	の残	高	775,000,000円(注) 1
新 株	予 ※	ἡ 権	の	数	31個(注) 1
新株予約権	の目的とな	る株式の	つ種類及	び数	普通株式 410,487株 (注) 2
新株予	約 権	の払	込 金	額	無償
新株予約権の	行使に際し	て出資され	ιる財産σ	価額	(注) 3
権利	行	使	期	間	平成25年5月1日から 平成30年4月26日まで
新株予	約 権	の行	使 条	件	各新株予約権の一部行使はできない。
割	<u>=</u> ភ	á		先	第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の 全部をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責 任組合に割り当てた。

- (注) 1. 各社債の金額は金25,000,000円の1種とし、各社債に付する新株予約権の数は1個とする。
 - 2. 新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、当該新株予約権に係る社債の払込金額の総額を転換価額1,888円(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。
 - ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地	I			位	氏		3	名	担当及び重要な兼職の状況
代表	表取	締	役社	. 長	河	南	雅	成	
取		締		役	天	野	芳	和	СТО
取		締		役	三ッ	'木	勝	俊	CF0
取		締		役	飯	野		智	株式会社ウィズ・パートナーズ マネー ジング・ダイレクター ファンド事業CIO 株式会社アドバンスト・メディア社外取 締役
取		締		役	藤	澤	朋	行	株式会社ウィズ・パートナーズ マネー ジング・ダイレクター ナノキャリア株式会社社外取締役
常	勤	監	查	役	林		昭	彦	
監		査		役	森		正	人	森会計事務所所長
監		査		役	甚	野	章	吾	基野公認会計士事務所所長 北斗税理士法人代表社員所長 札幌監査法人代表社員 株式会社北の達人コーポレーション社 外監査役

- (注) 1. 取締役飯野智及び取締役藤澤朋行の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役森正人及び監査役甚野章吾の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 平成26年6月27日開催の第14回定時株主総会において、天野芳和氏が取締役に選任され、 就任いたしました。
 - 4. 監査役森正人及び監査役甚野章吾の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 平成27年4月30日付で、取締役三ツ木勝俊氏は辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	人	数	報酬等の総額
取	締	役		3名	42,000千円
監	査	役		3名	12,000千円
合		計		6名	54,000千円

- (注) 1. 上記のうち、社外監査役に対する報酬等の総額は2名4,800千円であります。なお、社外 取締役に対する報酬等はありません。
 - 2. 平成21年6月24日開催の第9回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額 100,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額を年額 30,000千円以内と決議しております。
 - 3. 取締役飯野智及び取締役藤澤朋行の両氏は、無報酬の取締役であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役飯野智氏は、株式会社ウィズ・パートナーズのマネージング・ダイレクターファンド事業CI0及び株式会社アドバンスト・メディアの社外取締役であります。株式会社ウィズ・パートナーズが運営管理する投資ファンドが、当社の株式、第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権を保有しております。なお、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役藤澤朋行氏は、株式会社ウィズ・パートナーズのマネージング・ダイレクター及びナノキャリア株式会社の社外取締役であります。株式会社ウィズ・パートナーズが運営管理する投資ファンドが、当社の株式、第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権を保有しております。なお、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役森正人氏は、森会計事務所所長であります。当社と兼職先との間には 特別の関係はありません。
 - ・監査役甚野章吾氏は、甚野公認会計士事務所所長、北斗税理士法人代表社員 所長、札幌監査法人代表社員及び株式会社北の達人コーポレーションの社外 監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区		5	}	氏		:	名	主 な 活 動 状 況
				飯	野		智	当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、 主に経営戦略面での発言を行っております。
社外	取	締	役	藤	澤	朋	行	当事業年度開催のほぼ全ての取締役会に出席 し、主に事業開発面での発言を行っておりま す。
社 外	監	杳	役	森		正	人	当事業年度開催の全ての取締役会及び監査役 会に出席し、主に財務、会計及び内部統制面 での発言を行っております。
	<u>'iii.</u>	囯	汉	甚	野	章	吾	当事業年度開催の全ての取締役会及び監査役 会に出席し、主に財務、会計及び内部統制面 での発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				12, 50	00千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額				12, 50	00千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると 判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、 会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他 会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおり であります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 毎月開催される取締役会には、原則として全ての役員が出席するものとし、各 取締役は職務の執行状況について報告し、監査役は取締役の職務の執行状況を監 督する。また、監査役による日常の業務監査によって、取締役の職務の執行が法 令及び定款に適合しているか監視する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報及び文書については、文書管理規程及び機密管

取締役の職務の執行に係る情報及び又書については、又書官理規程及び機留官 理規程に従い適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体 制とする。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うものと する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、リスク管理責任者並びにリスクへの対応手続を明確化することで、部署横断的なリスク管理体制を構築する。定期的にリスク管理に関する情報共有の場を設け、リスクを低減するための施策を講じるほか、実際にリスクが顕在化した場合には、リスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等についてリスク管理責任者が検討を行い、直ちにトップマネジメントその他の関係者に報告される体制とする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念及び経営基本方針に基づき毎年 策定される年度事業予算に従い、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うものとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じて定期的に検証を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程において定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全

役員に配付される体制をとるものとする。

日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づいて権限の 委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行するものとす る。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、コンプライアンス企業倫理 規程を制定し、行動基準の周知を図るとともに、コンプライアンス規程を制定し、 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、速やかに監査役、顧 問弁護士及びトップマネジメントに報告される体制を構築する。また、これらの 実効性を高めるため、定期的に研修会を開催し、コンプライアンスに対する関心 と知識の向上を図るものとする。同時に、内部通報制度を導入し、法令及び定款 に違反する行為を早期に発見できる体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項内部監査を担当する内部監査室を監査役の職務を補助すべき部署とし、監査役の求めに応じて内部監査スタッフがその任に当たる。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会 の同意を得るものとする。また、当該使用人の人事評価に際しては、監査役の意 見を聴取するものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。なお、当該報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ② 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ③ 内部監査部門の活動状況
- ④ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ⑤ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

- ⑥ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- (7) 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役、内部監査人及び監査法人の三者による意見交換会を定期的に開催する ものとする。また、監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する機会を 与えられるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や安全に影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、顧問弁護士や所轄警察署等の外部専門機関と綿密に連携し、毅然とした態度で、組織的に対応することとする。

この基本方針を徹底するため、反社会的勢力に対応する主管部署を管理部とし、 管理部が外部専門機関から随時情報を収集し、当該情報を一元管理するとともに、 反社会的勢力対策規程及び関連マニュアル等を制定し、不当要求や働きかけに備 えるものとする。

⁽注)本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未 満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

科目		金額	科 目 金 額
資 産	の	部	負 債 の 部
流 動 資	産	1, 092, 384	流 動 負 債 92,215
現金及び預	金	599, 471	未 払 金 80,437
 	金	189, 952	未 払 費 用 4,590
			未 払 法 人 税 等 5,275
前渡	金	276, 286	預 り 金 1,912
前 払 費	用	1, 363	固 定 負 債 783,880
その	他	25, 311	転換社債型新株予約権付社債 775,000
 固 定 資	産	54, 371	退職給付引当金 8,880
 有形固定資	産	334	負 債 合 計 876,095
	_		純 資 産 の 部
建	物	0	株 主 資 本 249,318
工具、器具及び備	品	334	資 本 金 1,576,290
無形固定資	産	247	資 本 剰 余 金 1,479,557
商標	権	247	資 本 準 備 金 1,479,557
 投資その他の資	産	53, 789	利 益 剰 余 金 △2,806,528
			その他利益剰余金 △2,806,528
投資有価証	券	49, 995	繰越利益剰余金 △2,806,528
長期前払費	用	110	新株予約権 21,341
差入保証	金	3, 683	純 資 産 合 計 270,659
資 産 合	計	1, 146, 755	負 債 純 資 産 合 計 1,146,755

損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

								(単位・1円)
	科				目		金	額
売		上		高				321, 658
売	上		原	価				147, 600
	売	上	総	利		益		174, 058
販	売 費 及	ύ —	般管3	理 費				998, 198
	営	業		損		失		824, 140
営	業	外	収	益				
	受	取		利		息	617	
	補	助	金	収		入	33, 131	
	為	替		差		益	7	
	雑		収			入	239	33, 996
営	業	外	費	用				
	株	式	交	付		費	91	91
	経	常		損		失		790, 234
特	別		損	失				
	固 定	資	産	除	却	損	44	44
	税引	前	当 期	純	損	失		790, 279
	法人移	总、 住	民税	及び	事業	税		1,900
	当	期	純	損	;	失		792, 179

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

						- 177 · 1 1 1 1 /
		株	主	資	本	
		資本乗	剰 余 金	利益乗	余 金	
	資 本 金	資 本	資剰合 本金計	その他利益剰 余 金	利金金計	株主資本合計
		準備金	合 計	繰越利益剰余金	合計	
当 期 首 残 高	1, 571, 290	1, 474, 557	1, 474, 557	△2, 014, 349	△2, 014, 349	1, 031, 497
当 期 変 動 額						
新株の発行	5, 000	5, 000	5, 000			10,000
当 期 純 損 失				△792, 179	△792, 179	△792, 179
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	5, 000	5, 000	5, 000	△792, 179	△792, 179	△782, 179
当 期 末 残 高	1, 576, 290	1, 479, 557	1, 479, 557	△2, 806, 528	△2, 806, 528	249, 318

	新株予約権	純 資 産
当 期 首 残 高	21, 341	1, 052, 839
当 期 変 動 額		
新株の発行		10, 000
当 期 純 損 失		△792, 179
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	_
当期変動額合計	_	△782, 179
当 期 末 残 高	21, 341	270, 659

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)について は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3~15年

- (2) 無形固定資産 (リース資産を除く。) 定額法を採用しております。
- 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益と して計上しております。

5. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務に基づき 計上しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

5,213千円

(損益計算書に関する注記)

研究開発費の総額

689,738千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式

2,394,105株

2. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普诵株式

1,313,727株

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして必要な資金を、増資等により調達しております。また、一時的な余 資は、短期的な預金等に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程に従って主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち100.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	599, 471	599, 471	_
(2) 売掛金	189, 952	189, 952	_
資産計	789, 423	789, 423	_
(1) 未払金	80, 437	80, 437	_
負債計	80, 437	80, 437	_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	775, 000

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
現金及び預金	599, 471
売掛金	189, 952
合計	789, 423

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,841千円
研究開発費	80,666千円
繰越欠損金	817, 149千円
その他	1,436千円
繰延税金資産小計	902,094千円
評価性引当額	△902,094千円
繰延税金資産合計	—————————————————————————————————————

(1株当たり情報に関する注記)

1.	1株当たり純資産額	104.14円
2.	1株当たり当期純損失	331.86円

⁽注)貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び本個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月27日

株式会社ジーンテクノサイエンス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 日野原 克 巳 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実 は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、 指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 平成27年6月4日

株式会社ジーンテクノサイエンス 監査役会

常勤監査役 林 昭 彦 印

社外監査役 森 正 人 即

社外監査役 甚 野 章 吾 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役1名選任の件

当社の経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役1名の 選任をお願いするものであります。

なお、増員により選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取 締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏	略歴、地位、担当及び	重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
だら	平成26年7月 ㈱レグイミュー 平成26年10月 当社入社 執行 平成26年12月 ORTHOREBIRTH㈱	·—	一株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第2号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役の報酬額は、平成21年6月24日開催の第9回定時株主総会において年額1億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、これとは別枠で、取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)に対する報酬等として年額20百万円の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

現在の社外取締役を除く取締役は2名であり、第1号議案「取締役1名選任の件」 が承認可決されますと、本議案の対象となる社外取締役を除く取締役は3名となりま す。

1. 取締役の報酬等として新株予約権を発行する理由等

当社の取締役に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることでより一層の収益拡大と体質強化を図り、当社の中長期的な株主価値の向上に資することを目的として、ストック・オプション(新株予約権)を導入するものです。

ストック・オプションとしての報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、当該報酬等の額及び具体的内容は当社における取締役の業務執行の状況・ 貢献度を基準として定めたものであります。

当社は、上記事情に鑑み、当該ストック・オプションとしての新株予約権の具体的内容は相当なものであると考えております。

2. 報酬等としての新株予約権の額

当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として、年額20百万円を上限とする。

3. 報酬等としての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、本議案の決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式10,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

100個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

- (3) 新株予約権の払込金額の算定方法 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より新株予約権の付与決議の 翌日から10年を経過する日までの範囲内で、取締役会決議により決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものと する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
- ②その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間 で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権のその他の内容等 新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

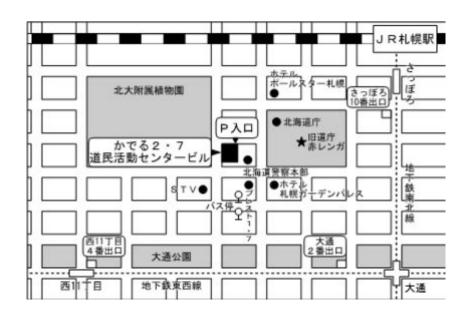
当社従業員に対しても上記と同内容のストック・オプションとして新株予約権を 取締役会の決議により割り当てることを予定しております。

以上

メモ欄		

株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北二条西七丁目 道民活動センタービル(かでる2・7) 7階 710会議室



交通 JR

• 札幌駅…南口徒歩12分

地下鉄

- ・さっぽろ駅…10番出口徒歩7分
- •大通駅…2番出口徒歩9分
- ・西11丁目駅…4番出口徒歩10分

車でお越しの株主様は、地下駐車場をご利用ください。